

プロポーザル公告

公募型プロポーザル方式により、下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務に伴う契約候補者を選定するので、下記のとおり公告する。

令和6年11月22日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務

2 業務内容

別紙1「下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務仕様書」のとおり

3 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）であること。要件を満たさない時は応募を無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル参加申出の時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿への登録があり、業種（大分類）「企画製作」、営業品目（小分類）「映画ビデオ」の登録があること。
- (3) 下関市内に本社、支社、営業所またはこれらに類する拠点を有すること。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

5 参加申込書及び提案書の提出方法

別添「下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務プロポーザル実施要領」のとおり